平成２９年（フ）第９９８号
広島市中区江波西１丁目28番８－203号
債務者　寺子屋智学こと　平岡　智彰
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００６号
広島市安佐南区川内１丁目13番32－204号
債務者　横山　和司
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１５号
広島市南区青崎２丁目10番13－106号
債務者　新川千春こと　張　　千春
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１号
愛媛県宇和島市三間町宮野下489　グリーンハイツ金山106号室、住民票上の住所愛媛県宇和島市三間町宮野下591番地
債務者　吉澤　京介
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２５３号
福岡県久留米市国分町1561番地６
債務者　八尋　晶子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５５号
福岡県久留米市荒木町白口2259番地２　ビレッジハウス荒木１号棟206号室、住民票上の住所福岡県久留米市荒木町白口2259番地２サンコーポラス荒木１号棟206号
債務者　坂本　融治
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５７号
福岡県久留米市東町５番地10　ニューライフ84　603号
債務者　船岡　美里
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６号
福岡県久留米市東合川新町１番５－33号
債務者　岡村　守也
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３９６号
大分市花江川１番34号（プラザ・ド・ヴェールＢ203）
債務者　平野　典子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１００号
宮崎県都城市蔵原町８街区24号　めぐみ荘201号
債務者　石井　秀明
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１号
宮崎県小林市南西方211番地78
債務者　市太　真理
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第８０号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目３番２－103号
債務者　岡﨑　利香
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
鹿児島県鹿屋市下高隈町4963番地３
債務者　石躍　広己
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
沖縄県浦添市西原４丁目39番13－301号　ベラビスタ
債務者　比嘉　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３６０号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の14　ディアフラッツ東浜アネックス905
債務者　水沢加容子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市東町15番12号　ユーユーハウス402
債務者　小成　葉子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３８６号
沖縄県南城市佐敷字津波古351番地
債務者　山城　良子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部